策定された条例施策推進方針と今後の取組み　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　20250310川田

吹田市手話言語等促進条例　⇒「等」の意味するもの

○「吹田市手話言語の普及　及び　障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」

　【障がい者支援プランとも整合性を持ちながら検討】と吹田市

まず手話言語の普及が先頭を切りつつ、

視覚障がい者への音声読み上げソフトなどの不備

脳性まひによる発語障害　　　　　　　　　　　　への対応(肢体不自由

脳性まひの子どもには、ことばの理解・記憶の部分に困難がある場合もありますが、同時に、運動まひとしての問題、つまり、発語するための口唇の動き、顎、舌の動き、呼吸との調節などに困難さがあることが特徴です。 それは、摂食機能、つまり栄養摂取の困難さとして最初にあらわれます。大阪発達総合療育センターHPより

ろう者のなかでの世代交流を盛んにしよう

視覚障がい者や脳性まひ等による言語障害者にも、意思疎通手段の利用を促進しよう

発達障害者や日本語がわかりづらい人々ともコミュニケーションを図ろう

⇒手話言語が持っている、表現力や伝えようとするハートが可能にしてくれる！

吹田のめざすインクルーシブな街

「本市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段の利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。」

令和5年10月19日条例第23号　前文29行～

 参考：文部科学省　次期学習指導要領改訂への作業部会資料R7.1.30より

